

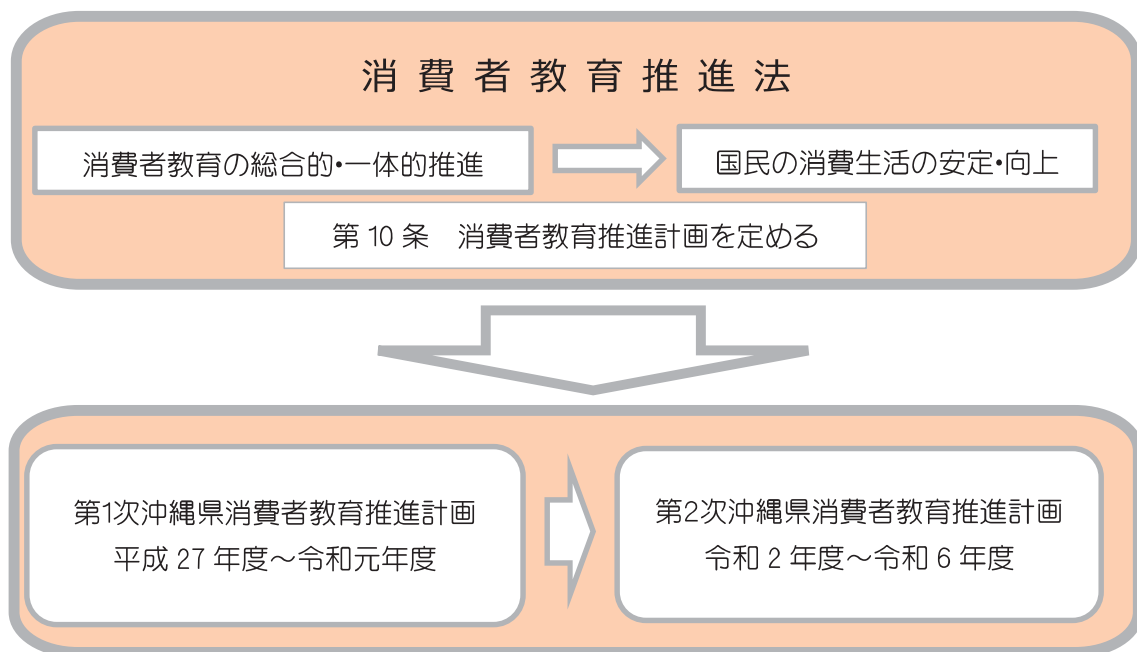
第1章 計画の基本的な考え方

1. 策定の趣旨

県では、「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号。以下「消費者教育推進法」という。）に基づき、国が定めた「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、消費者教育*に関する施策を体系的に整理するとともに、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、県民の消費生活のさらなる安定及び向上を図るため、平成27年度から5年間を計画期間とする「沖縄県消費者教育推進計画」を策定し、消費者教育の推進に取り組んできました。

この間、グローバル化や高度情報化、高齢化の進展など、消費者を取り巻く社会情勢は大きく変化し、特殊詐欺*や悪質商法の手口は多様かつ巧妙なものとなりました。また、2015年9月に国連サミットで採択された国際社会の共通目標であるSDGs（持続可能な開発目標）*の実現に向けた消費行動が求められるほか、令和4年度から成年年齢が引き下げられることに伴い、経験の乏しい新成人が消費者被害に巻き込まれることが懸念されています。さらに、本県では地理的・社会的諸事情に起因する様々な課題を抱えています。

こうした背景を踏まえ、新たな課題に対応するため、「第2次沖縄県消費者教育推進計画」を策定します。



*用語説明を40pに掲載

2. 計画の位置付け

消費者教育推進法第10条第1項に基づく「都道府県消費者教育推進計画」と位置付けるとともに、「沖縄21世紀ビジョン」における消費者教育等を推進する役割も担っています。

また、本県では「沖縄県SDGs推進方針（令和元年11月29日）」に基づき、SDGsを推進します。

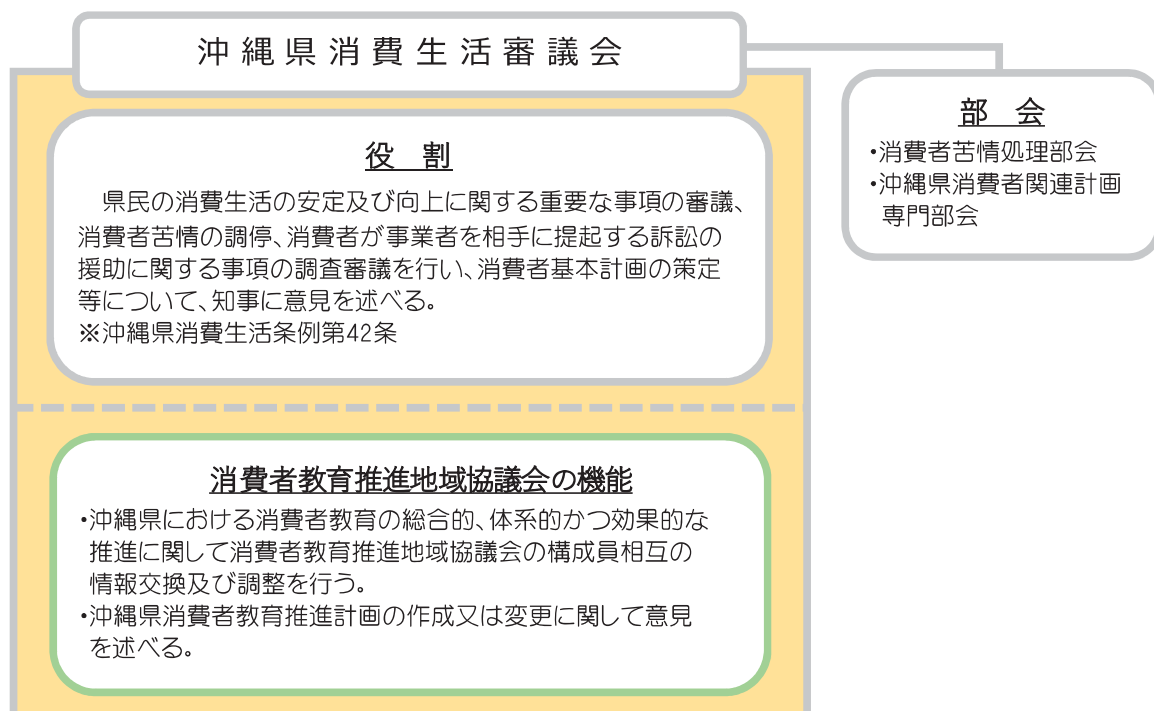
3. 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、国の動向や県の取組状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の進行管理

沖縄県消費生活審議会に、消費者教育推進法第20条第1項に規定する「消費者教育推進地域協議会*」の機能を付け加えており、本計画の実施状況を報告し、適切に進行管理を行います。



*用語説明を40pに掲載